

地震・津波に関する警報・注意報等が発令された場合の対応

1 在校時に地震・津波に関する警報・注意報等が発令された場合

地震等の災害が発生し、避難指示等が発令されるなど二次災害のおそれがある場合や津波警報・津波注意報が発令された場合は、迎えに来た保護者の皆様への生徒の引き渡しは行わず、学校に待機させるなど学校管理の下で保護します。学校に引き取りに来られた場合は、別室等で待機をお願いすることにします。津波警報・津波注意報が解除になった時は、生徒の安全を確認後に引き渡しを行います。

なお、災害等の規模によっては、保護者の連絡先・避難先・帰宅経路の安全を確認した上で、校長が引き渡しを行う場合があります。

2 登下校時に地震・津波に関する警報・注意報等が発令された場合

公共交通機関を利用している場合は、乗務員等の指示に従ってください。保護者等が送迎している場合は、保護者等の判断で行動(避難等)してください。徒歩・自転車で移動している際は、生徒自身の判断で水辺から離れる高台に避難するなど、学校に登校する必要はありません。安全第一で行動してください。通学路の危険な場所と安全な場所を、保護者と生徒が事前に確認しておくことも、大切なことと考えています。

なお、学校への連絡は安全が確保できてからで構いません。連絡が少し遅れても、保護者・生徒・家族の安全が第一です。

3 在宅時に地震・津波に関する注意報等が発令された場合

可能な限り速やかに的確な情報を収集し、自宅に待機、または安全な場所に避難をしてください。特に、津波警報・注意報等が発令中は登校せずに安全な避難場所に待機し、時間をみて学校に連絡をお願いします。

担当

山田高等学校 総務課

小田島 哲男

電 話 (0193)82-2164

F A X (0193)81-2055